

志賀原子力発電所構内での六価クロム検出に伴う 土壤汚染対策法に基づく区域指定の申請について

平成23年11月15日
北陸電力株式会社

当社は、志賀原子力発電所構内の一部範囲において、基準値を若干上回る六価クロム¹が検出されたため、本日(11月15日)、石川県に対し、土壤汚染対策法に基づく区域の指定を申請²しましたので、お知らせいたします。

志賀原子力発電所では、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた地震・津波に対する安全強化策として、緊急時協力会社集合棟ならびに防災資機材専用倉庫の建設を予定しています。その建設候補地が、それぞれ1、2号機建設時に生コンクリート製造設備が設置されていた跡地であることから、自主的に土壤汚染調査を実施しました。

調査の結果、2号機建設時の当該跡地の一部の範囲で土壤溶出量(地下水等への溶け出しやすさ)の基準値を若干上回る六価クロムが検出されたため、当社は、本日(11月15日)、石川県に対し、土壤汚染対策法に基づく区域の指定を申請しました。

六価クロムによって地下水汚染が拡大する可能性のある半径500mの範囲に民家および飲用の井戸はありません。

また、念のため、発電所の敷地内と周辺施設の井戸の水質調査を実施した結果、六価クロムは検出されませんでした。

以上のことから、発電所周辺住民の方々の健康への影響はありません。

今後、当該区域については、汚染した土壌を除去します。除去にあたっては、石川県の指導を仰ぎながら、土壤汚染対策法に基づき、適切に対応していきます。

以上

添付資料 志賀原子力発電所構内の土壤汚染調査について

1 六価クロム

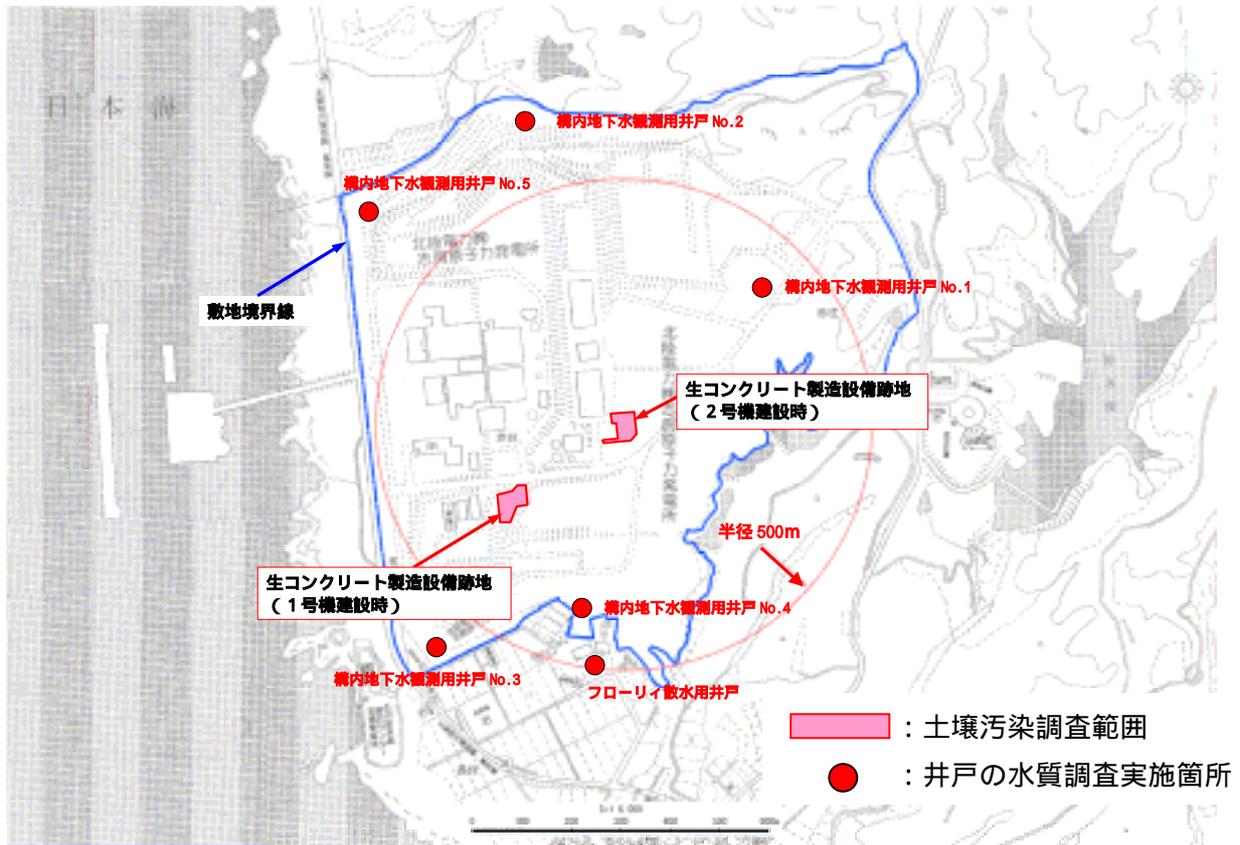
生コンクリート製造設備の跡地では、セメントの製造過程や土壌のクロムとセメントの接触によって、天然に存在するクロムが人体に有害な六価クロムに化学変化し、検出される場合があります。

2 土壤汚染対策法に基づく区域の指定の申請

土壤汚染対策法では、自主調査により土壤汚染が判明した場合、土地所有者等が知事に区域の指定を申請することができます。

申請を受け、知事は、健康被害が生じるおそれがある場合は「要措置区域」、健康被害が生ずるおそれがないため汚染の除去等の措置が不要な場合は「形質変更時要届出区域」として指定・公示します。

志賀原子力発電所構内の土壤汚染調査について



志賀原子力発電所 配置図

土壤汚染調査結果

	六価クロム	
	土壤溶出量 (mg/リットル)	土壤含有量 (mg/kg)
1号機建設時跡地	最大 0.028 (基準値の 0.56 倍)	25 未満 (基準値の 0.1 倍未満)
2号機建設時跡地	最大 0.093 (基準値の 1.86 倍)	25 未満 (基準値の 0.1 倍未満)
基準値	0.05 以下	250 以下

以上